

## 第四部 「強制連行」のまぼろし

韓国が捏造した歴史は、私たちが油断している間に韓国内で拡大再発生されており、日本人への「憎悪」が自己増殖しています。放つておけば反日感情は抑制不能となって日韓関係は破綻し、「嘘」が世界に定着して日本人は永久に貶められることになるのです。

第四部では、韓国の主張がいかに事実を歪曲・捏造したものであるかを指摘し、歴史の真実を明らかにした上で、歴史問題で溝が深まってしまった日本と韓国が、眞の和解に至るための唯一の道について述べたいと思います。



## 第十三章 徵用工は「強制連行」ではない

### 虚構の新造語「朝鮮人強制連行」

「朝鮮人強制連行」なる言葉が初めて登場したのは、雑誌『世界』（一九六〇年九月号）に掲載されたルポライター藤島宇内氏の論文の中です。その後は特殊用語として、ごく一部の研究者の間のみで使われていました。ところが、一九六五年に朝鮮大学校の教員であった朴慶植氏が『朝鮮人強制連行の記録』と題した本を発表したことで、「朝鮮人強制連行」なる新造語が市民権を得ることになりました。

一九六五年六月に締結された日韓基本条約によって両国は国交を回復しましたが、この本はその直前の四月に出されており、まえがきには次のように書かれています。

現在のアジア情勢、特に朝鮮と日本を取り巻いている現状は重大である。アメリカ帝国主義の指図の下で強行されている『日韓会談』は今から九〇・六〇年前に日本帝国主

義が朝鮮に侵入し、強奪を進めた情勢をほうふつさせるものがあり、現在日本独占資本はアメリカ帝国主義を背景にして堰を切つておとすがごとく、南朝鮮に進出しつつある。

これでお分かりのように、この本の内容は、当時日本政府と韓国の朴正熙政権とが進めていた日韓交渉を妨害するための、北朝鮮のプロパガンダに過ぎませんでした。

その中に「日本が無理やり朝鮮人を『強制連行』して日本の炭鉱などでこき使い、虐待した」という一文があり、左翼ジャーナリストをはじめとする反日日本人はこの言葉に飛びついたのです。その後、朝日新聞など（韓国・北朝鮮にとって）良心的なマスコミが、「朝鮮人強制連行」という用語を堂々と使い始めました。こうして「朝鮮人強制連行」は全くの「虚構」でありながら、ついにそれが日本語として定着してしまったのです。

### 日本統治時代、朝鮮人は法的に優遇されていた

日本統治時代は朝鮮人も日本国民であり、日本の法律によつて保護されると共に、それを守る義務がありました。では当時の法令は朝鮮の人々に日本人以上の負担を強いていたのでしょ  
うか。

とんでもありません。実態はむしろ逆でした。朝鮮の人々は併合後一〇年間も所得税を免除されていました。初等教育費用は「朝鮮学校費令」により「在鮮日本人」は一九三七年現在で朝鮮人より何と八倍近くを負担していました。<sup>(注1)</sup>

「国民皆兵制度」も、朝鮮人には長期間適用されませんでした。朝鮮で徴兵制が導入されたのは、大東亜戦争も終わりに近づいた昭和一九（一九四四）年四月であり、実際に召集が始まつたのは、同年九月からです。

しかも、この時召集された朝鮮人兵士は、訓練中に終戦となつたため、実際に戦場に出ることはありませんでした。日本政府は、朝鮮の人々を戦場に駆り立てるのを最後まで躊躇したのです。イギリスが大東亜戦争初期にインド植民地軍を組織して日本軍と戦わせたのとは大違います。

「徴用令」も同じです。昭和一四年、國家総動員法第四条に基づき、国民を徴用して指定された職場で働くようにするための「国民徴用令」が発令されました。しかし、朝鮮半島で同様の法令が発動されたのは、昭和一九年九月のことでした。しかも女子については、朝鮮半島では最後まで発動されていません。朝鮮の独身女性の中の一部が「女子挺身隊」に参加して工場で働いていますが、全て志願によるものでした。

法律上では同じ日本人でありながら、明らかに朝鮮の人々の負担を内地の日本人より軽くし

ていたのです。

### 朝鮮半島からの労働力移入を制限していた日本政府

戦前の一時期、純朴な朝鮮の農民たちが、十分な教育も受けず日本語が未熟なまま、高額の賃金を求めて生存競争の激しい内地へどつと流入したために、日本社会でいろいろな摩擦が生じました。安い賃金で日本人労働者の職を奪うこともあり、労務管理や治安をめぐる問題も頻発しました。

このため日本政府は、就職や生活の見通しがついていない朝鮮人の日本への渡航は、極力制限しました。日本への渡航には証明書や戸籍謄本の提出が義務づけられ、釜山など出港地において、就職先や滞在費を持たない者に日本行きを諦めさせる、「渡航諭止制度」なるものまで設けていたのです。

因みに、昭和八（一九三三）年から一二（一九三七）年までを見ると、渡航を出願した者一〇八万八〇〇〇人（百人以下四捨五入、以下同様）の中で、六〇%の六五万二〇〇〇人が諭止されています。<sup>(注2)</sup>

## 労働者募集は全て合法的に行われた

朴慶植氏は『朝鮮人強制連行の記録』の中で次のように書いています。

昭和十四年の「募集」段階から、計画的に「連行」が実施され、「強権的な拘束」によつて朝鮮人は大部分が行方も知らざるに連行された。この「募集」よりもより強制的な連行政策が「官斡旋」であり、さらに「強権的な日本への連行」が「徵用」である。

しかしながら、「募集」も「官斡旋」も「徵用」も全ては日本の法律に基づき、合法的に行われたものでした。ではこれらが実際にはどのようにして行われたかを、これから検証してみましょう。

なお、朝鮮人労働者の実態や数字につきましては、杉本幹夫氏『殖民地朝鮮』の研究（展転社）、森田芳夫氏『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』（明石書店）、鄭大均氏『在日・強制連行の神話』（文藝春秋）などの著書及び西岡力氏『朝鮮人「強制連行」説の虚構』（月曜評論）平成二二年八月（一二月号）などの論文を参考にいたしました。

### 朝鮮での募集を解禁した「自由募集」

昭和一二（一九三七）年に支那事変（日中戦争）が勃発して以来、多くの壯健な日本人男性が召集されて戦地に向かつたために、国内の工場や鉱山や建設現場などでは、深刻な人手不足をきたしました。その対策として昭和一三（一九三八）年に国家総動員法が制定され、この法令に基づいて昭和一四（一九三九）年に国民徵用令が発令されています。但し、前述の通りこの時点で朝鮮半島では発動されず、その代わりに朝鮮からの労働者移入を容易にするために始まったのが「自由募集」でした。

「自由募集制度」は昭和一四（一九三九）年九月に開始されましたが、その主旨は「募集手続きに従つた内地渡航については、従来の煩雑な個別の渡航手続きを免除する」というものでした。これによつて渡航手続きは事業主側でまとめて行い、個人でややこしい手続きをする必要がなくなつたのです。

この制度により、内地の事業主は、厚生省と朝鮮総督府の認可を受け、朝鮮半島に募集員を派遣して、朝鮮総督府が指定する地域で、割り当ててもらつた数の労働者を募集しました。これに応募した人たちが企業から来た人に引率されて、内地に集団渡航しています。

昭和三〇年代の日本の高度成長期に、人手不足を補うために事業主が地方へ行つて「金の卵」

を募集し、応募者が東京や大阪などへ就職列車に乗つて「集団就職」したのと同じような光景だったのです。

ところがこの「自由募集」は事業所が主に炭鉱や鉱山であり、旱魃<sup>かんばく</sup>だった慶尚北道では大勢の希望者が押しかけたものの、他の地方では経験のない朝鮮の農民からの応募は少なく、人手不足を解消できるだけの人数を募集することができませんでした。結果的に昭和一六年までの三年間、動員計画二五万五〇〇〇人に対して、募集で日本にやってきたのは一四万七〇〇〇人（厚生省統計）<sup>(注3)</sup>に過ぎず、達成率は五八%に留まりました。

また、応募した中には便乗渡航者も多数いました。当初から炭鉱で働く意思などなく、日本に出稼ぎに出るための手段として取りあえず鉱山会社の「募集」に応募し、渡航費用会社負担で日本にやってきて、しばらく働いてすぐに退職し、他の勤め先に代わる人が後を絶ちませんでした。炭鉱会社に応募した者のうち六〇%が便乗渡航者だったと推定されています<sup>(注4)</sup>。

### 強制力のなかつた「官斡旋」

そこで「自由募集」に代わって昭和一七（一九四二）年から「官斡旋」という方式で募集することになりました。これは企業主が朝鮮総督府に対して、必要人員の募集許可申請を行い、

総督府が許可した人数を道（日本の県に相当）ごとに割り当て、道は郡、府を通して邑・面（村）に人員の割り当てを行うもので、行政を通して労務者を募集するという方式でした。

「自由募集」や「官斡旋」について、韓国では「実態として強制だった」と主張しています。特に「官斡旋」については朝鮮総督府が割り当て数を決め、末端では面長（村長）などの圧力があり、「強制だった」というのです。

確かに「官斡旋」で人数を割り当てられ、成績を上げるために、中には強圧的な態度を取った朝鮮人担当者もいたかもしれません。しかし「官斡旋」も「自由募集」と同じく応募するかどうかは本人の自由でした。制度自体に全く強制力はなく、応募しなくとも何の罰則もなかつたのです。

さらに「自由募集」や「官斡旋」で渡航した朝鮮人労働者は、配属された職場から離脱することも可能でした。職場がいやなら食費や未払い賃金などを清算してどんどん離脱し、もつと待遇のよい会社に転職しました。離脱したり契約期間（多くの場合一～二年）を終えて内地に残留しても、食糧の配給もあり日本国民としての公民権（参政権など）も保障されたのです<sup>(注5)</sup>。後で触れますように、当時多くの出稼ぎ労働者が朝鮮から日本に自由意志で渡ってきており、「自由募集」や「官斡旋」での渡航者も、彼らとほとんど差のない状態でした。

## 「拉致してトラックにのせた」の元ネタ

前述の児童向け本『地獄の島 軍艦島』に出てくる「トラックでやつてきて拉致した」という話の元ネタは、六代目朝鮮総督・宇垣一成（一九三〇～一九三六年）の政策顧問だった鎌田澤一郎という人物が昭和二五（一九五〇）年に書いた『朝鮮新話』の次のような文の一部を取り出したものでした。

納得の上で応募させていたのでは、その予定数になかなか達しない。そこで郡とか面（村）とかの労務係が深夜、早曉、突然男手のある家の寝込みを襲い、あるいは田畠で働いている最中にトラックを回して何気なくそれに乗せ、かくてそれらで集団を編成して、北海道や九州の炭坑に送り込み、その責を果たすという乱暴なことをした。但し、総督がそれまで強行せよと命じたわけではないが、上司の鼻息を窺う朝鮮出身の末端の官吏や公吏がやつてのけたのである。（傍線は筆者）

鎌田は、後任の南次郎七代目総督（一九三六～一九四二年）が宇垣時代の政策を反故にしたことから、南総督に怨嗟の念を抱いており、戦後になつて南総督の「ひどい事例」としてこの

ような文を書いたのではないかと言われています<sup>注6)</sup>。「流言飛語」の類いを確かめもせずにそのまま書いた可能性が高く、だからこそわざわざ「但し、総督がそれまで強行せよと命じたのではない」と断つているのではないかでしょうか。

いつどこで行われたかも分からず何の根拠もないこの一文を、しかも最も重要な「朝鮮出身の官吏や公吏がやつてのけたのである」と言う部分をあえて伏せた形で、多くの反日日本人たちが「日本人による強制連行の実態」として引用してきました。

以前、日本の教科書にも同様の記述があり、例えば平成一年教育出版が発行した中学校歴史教科書は「寝ているところを警察官と役場の職員に徴用令状を突きつけられ、手錠をかけられたまま連行された」と記載しています。

また、平成二年に発行された大阪書籍の中学校歴史教科書には、「町で働いているものや田んぼで仕事をしているものなど、手当たり次第役に立ちそうなひとは片っ端から、そのままトラックにのせて船まで送り、日本に連れてきた。徴用というより人さらいですよ」という「証言」が載っています。日本の教科書にまで書いてあるのですから、韓国人がそれを真実であると信じるのも無理はありません。

## 国民の義務だった「徴用」

「官斡旋」は昭和一九（一九四四）年九月から「徴用」に変わりました。前述の通り内地では既に昭和一四（一九三九）年に徴用令が発動されており、朝鮮半島での適用はそれより五年後でした。戦争が激しさを増し、内地ではいよいよ人が足らなくなつたために、これまで猶予していた朝鮮半島の男性にも、同じ日本国民として「徴用」に応じてもらうことになったのです。

朝鮮半島の人々に適用するにあたつて、当時の小磯国昭八代目朝鮮総督や、その後任の阿部信行九代目総督は、徴用工として日本企業で働くことで朝鮮人が技術を身に着け、それを将来の朝鮮の発展に役立てる 것을切望し、自ら陣頭に立つて受け入れ側に万全の体制を求めるました。

徴用先も労務管理の整備された事業所に限られ、給与もきつちり法律で決め、留守家族に対しては収入減を補償しました。そのことは大蔵省管理局名で戦後発行された『日本人の海外活動に関する歴史的考察 第五卷 朝鮮篇4』小林英夫監修（ゆまに書房）にある次のような記述からも明らかです。

阿部総督は着任するや労務問題の重大性に着目して昭和十九年度鉱工間に勤労部を

設け動員援護の一課を置いて援護の徹底を期すると共に朝鮮労務援護会を創設して本人に対する慰問はもちろん家族の援護に遺憾なきを期するため相当経費を国庫補助として計上すると共に、事業主に於いても相当負担を為さしめて、これを賃金の家族送金、賃金差額補助金、別居手当家族手当等の名目の下に各家族あて送金しその生活を保護した。尚留守家族に対しては各種物資に優先配給は勿論、愛国班を中心とする隣保補助の風を助長して援護の完璧を期した。殊に本件に付いては十九年度の対内地緊急産業への労務送出に当たっては「勤労管理に更に留意すると共に残留家族の婦女援護に力むること、之がため事業主より一定額の定着手当及び家族慰労金を支給すること」を確約せしめた。

このように当時、朝鮮の人々を徴用するにあたつては、腫物に触るように気を使つていたのです。「朝鮮人を片つ端から引っ張つてこき使い虐待した」などとんでもありません。

「徴用」は本来全ての日本国民に課された法的義務であり、徴用されれば炭鉱でもどこでも行かねばなりません。日本国民だった朝鮮人男性に適応されることに何の不自然さもなく、当時の国際法に照らしても何ら問題はありません。徴用を強制連行と言うなら、内地で徴用された日本人も全て「強制連行」されたことになります。

しかし、朝鮮においては厳罰主義を避けたために、炭鉱労働などを嫌つて徴用拒否者も続出

し、結局徴用令が機能した昭和一九（一九四四）年九月より昭和二〇（一九四五）年六月までの間に計画人員数の七九%しか送り出すことができませんでした。<sup>(注7)</sup>

- (注1) 「歴史を偽造する韓国」 中川八洋著（徳間書店）
- (注2) 「数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史」 森田芳夫著（明石書店）
- (注3) 「評論」 平成一二年九月号「朝鮮人『強制連行』説の虚構」 西岡力より
- (注4) 「在日朝鮮人関係資料集成第五巻」 朴慶植編（三一書房）
- (注5) 「明日への選択」 平成一四年一一月号「朝鮮人『強制連行問題』とは何か」
- (注6) 「エヌベイ」 二〇一七年一二月号「朝鮮人は不幸だったのか②戦時労働」 鄭大均より
- (注7) 「植民地朝鮮の研究」 杉本幹夫著（展軒社）

## 第十四章 ある朝鮮人徴用工の手記

では、次に当時の徴用工の実生活について見てみましょう。



『朝鮮人徴用工の手記』書影

釜山の「国立日帝強制労働歴史館」（一二〇ページ参照）には、東洋工業株式会社（現マツダ株式会社）の「半島応徴士身上調査票」なるものが展示しております。同社も、ここでは「戦犯企業」の一つに名指しされているのです。

実は昭和一九（一九四四）年一一月に徴用され、広島の東洋工業で働いた鄭忠海<sup>チヨンホ</sup>という人物が『朝鮮人徴用工の手記』井下春子訳（河合出版）という本を出版しています。徴用先での生活環境や仕事内容について詳細に記録しており、これからその一部を引用してみましょう。当時の徴用工の実態がとてもよく分かれます。

## 食と住には文句なし

まず食と住についての記述です。

(寄宿舎のある場所に着くと) 新しい木造建ての建物があつた。そこがこれから我々が寝起きする寄宿舎で、朝鮮応徵士たちを迎えるために新しく建てられた第二寄宿舎だといふ。(中略) 我が住かといい、周囲の環境といい、なかなかのものだ。(中略) 二十畳ばかりの畳の部屋で十人、一人にやや厚い敷布団に掛け布団が二枚づつ、絹のような寝具で、我々のために新しく作つたらしい。これなら畳の部屋でも寒くなく過ごせそうだ。会社側では我々朝鮮半島応徵士を迎えるに当たり、いろいろ神経を使つたようだ。

明るい食堂には、大きい食卓が並んでいた。新しく作られたものらしい。食堂のホールの前の厨房では年頃の娘さんたちが、白いエプロンをつけて食事の準備に忙しそうだ。食卓の前に座つていると、やがて各自の前に食事が配られた。飯とおかずの二つの器だ。飯とおかずは思いのほか十分で、口に合うものだつた。

みんなが集まつて生活をしてみると、いろんな人がいる。ある人は“みかん”や“ネーブル”を、またある人は“ナマコ”や“アワビ”など、さらに酒まで求めてきて夕食後に宴会を開く。これらはここに来ている人たちの愉しみであり、唯一の慰めでもあつた。

時々食堂で出してくれる牡蠣が入つた飯(牡蠣飯)は本当に珍味だつた。干潮になると、食堂の後ろの浜辺ではナマコや浅利貝をたくさんとることができた。(中略) 日課後にそんなものを採るのも面白かつたが、それを煮たり焼いたりして酒盛りするのは格別だつた。

昭和一九年末という時点で、彼らは「口に合う」ものを十分に食べ、宴会を開き、絹のような寝具で寝起きすることができたのです。

## 日本人と打ち解けた徴用工たち

正月には娯楽会を開催して、日本人と朝鮮人の相互理解が進んだことも書いてあります。

(正月に娯楽会をやることになり)みんな乗り気になった。(中略)近くの町の人々とも共に楽しもうと、社宅街の数カ所に宣伝文を何枚か書いて貼ることにした。

「一月一日午後七時半から第二寄宿舎で朝鮮半島応徵士たちの娯楽会を開催いたしますので、ご覧くださるようお願いします」

自分たちのための娯楽会とはいえ、日本に来て、それも日本人の見ている前での行事であるので、スムーズに進行しなければならないし、また面白くなければならない。少なくとも我々二〇〇名の体面にかかるし、おおげさに言えば、彼らに見せる朝鮮半島全体の文化水準に関わる問題だ。いざ始めてみると仲間内のことではなく、国際的行事のように思えてきた。

流暢な日本語で進められて行く張本さんの司会には、日本人たちも驚嘆するほどで、柳光勲の歌にはアンコールが再三続いた。寸劇、魔術、漫談など面白い出し物が出る度に拍手が起つた。そして日本人女性たちが合間に歌つたり踊つたりしたのも楽しかった。

急いでしらえの娯楽会ではあったが、その成果は大きかった。見にきた日本人たちは異

□同音に「本当に素晴らしい、面白かった」と褒めてくれた。特に倅監長以下事務室職員たちは、自分たちの息子や家族が他人から賞賛を受けたように、大変満足して喜んでもくれた。

### 女性に囲まれた楽しい職場

では職場の実態はどうだったのでしょうか。鄭忠海氏は最初の一ヶ月間は、野原で駆け足といった幼稚でくだらない遊びのような訓練ばかりでうんざりしたと述べており、ようやく入社した時のことと次のように書いています。

工員は大部分女工だった。(中略)工場を見回りながらみんなは口々に「第九工場が仕事が楽しそうだ」とか「第五工場がいい」とか言う。また第十一工場がいいという者もいた。そこは銃身を貫くところで「一個を旋盤に挟んであげるのに約一時間かかる」というから、その間に娘たちと語り合えばどれほど楽しいだろうか」というのだ。

(配属された工場では)工員は女工が数十名、男子工も数人いた。工場長は女工たちに「今

度来られた方たちに、親切に機械操作を教えてあげて欲しい。この人たちも諸君たちと同じように、初めての仕事で、機械には大変疎い人々だから、この点を留意して指導して下さることを願う」と挨拶した。女工は殆どが二十歳前後の娘さんたちで、終始にこやかに微笑をたたえて工場長の話に耳を傾けていた。

我々の目にも、現在の状態は、機械の数よりも工員の方が絶対不足だということがわかる。(中略)初めから工員が不足していたのでなかろう。一人一人と出征していくて足らなくなつた。補うことができず、女子を動員して、それでも不足になつたので、遂に我々まで動員して人数を補うのだろう。

工場に入ると先に出勤している女工たちが、走ってきて挨拶をする。大変親切に接してくれるのだ。中でも私を教えてくれる技工格の村上さんは、気持ちよく接してくれた。出会つてから二日しかならないのに、分け隔てなく接してくれる(中略)時間になると技工の村上さんが「作業をしてみましようか」と言つて、モーターのスイッチを押して機械を動かし、昨日した仕事をまた教えてくれた。私の手が思うように動かず、のせたしながらにさわるにもおそるおそるしていると、村上さんは「よくできなくても繰り返

しゃつてみましよう」という。また「あまり急がないでゆっくりしてみれば、すぐ慣れるようになるから安心しなさい。私たちも最初はこうでした」と言つて大変気を遣つて教えてくれるのだった。

一週間が過ぎると工場生活にも慣れて能率も上がり、面白くなつてきた。さらに我々は女工の間で作業をするので、退屈することはなかつた。

### 休日には名所旧跡めぐり

鄭忠海氏は応徵士の中の指導者になるために、昭和二〇(一九四五)年三月初めから約一ヶ月間、奈良で特別教育を受けます。ここでは体重が激減するほどの厳しい教育を受けましたが、休日には奈良市内の名勝、古跡地をめぐる遠足もありました。その時のことをこのように回想しています。

足取りも軽く、市内の方に歩いてゆく。国民学校の児童たちが先生について近くの遊園地に行くように、嬉しいばかりだった。

「」（春日神社）の土産物店にあるのは大部分鹿の角で作った品物である。鹿の角といえば高価な漢方薬になる鹿茸である。たとえ鹿の落角であつても気持ちの上では貴重に見えた。みんな先を争つて土産物を買った。私も故郷の同僚へ持つて帰るものなどを買った。

### 体力が落ちれば特別休暇

奈良での特別教育を終えた鄭忠海氏は、大阪の沈没船引き揚げ作業に従事した後、広島に帰りましたが、特別教育期間中の食料事情が悪かつたために体力がだいぶ落ちていました。驚いた会社側は体力回復のために、彼に一〇日間の特別休暇を与え、食事もたらふく食べさせています。その時の感想は次の通りです。

無為徒食も楽ではない。一週間以上よく食べ、何もしないでいると、もう退屈でたまらない。ある程度健康も回復した。両頬にはまだ肉がつかなかつたが、時が経つにつれていつかよくなるだろう。

### 「飲む」「打つ」でにぎやかだった寄宿舎

鄭氏は四月二〇日に東洋工業の工場に復帰しましたが、その時の工場の雰囲気をこう記しています。

工場で働く男たちは武器生産には心がなく、女性たちとの恋だ愛だといふことばかりに心を奪われているようで、工場内の風紀は言葉にならないほどだつた。どの工場だつたかプレスを操作していた白某<sup>ハサカ</sup>という者が、作業中女性とおしゃべりをしていて、自分の親指をばつさり切り落としたことがあつた。その白という友人は、恋のために親指を切り落とした最初の犠牲者になつた。

朝鮮から来た徴用工は「男子不足」の中で結構日本女性にもてたようです。  
やがて五月に入り、沖縄では激しい玉碎戦が繰り広げられ、連日神風特攻隊が出撃していました。この頃、東洋工業の徴用工たちはどんな生活を送っていたのでしょうか。その様子を彼は次のように書いています。

寄宿舎内はいつも賑やかだった。（中略）どんなものでも求めてきて、煮たり焼いたりして酒盛りやみかんパーティ等がいつも繰り広げられていた。戦争中で決してお目にかかるないものでも、寄宿舎の中では珍しくなかった。彼らはどこかに行つて求めてくる。また多くの人が集まるところで欠かせないのが、賭け事だ。こちらの隅、あちらの隅で花札の六百やソツタがやられる。一ヶ月、二ヶ月にあたる給料をみんなすつとこぼす者も少なくなかつた。

韓国が「戦犯企業」に指名した東洋工業で、彼らはいつも賑やかに飲んで食べて、ぱくちまでやつっていました。

### 別れを惜しんで帰国の途へ

そしてついに日本は終戦を迎える。その時のことを見記には次のように綴っています。

舎監長野口氏は重い口を開いて目をそらしながらも、我々朝鮮人たちに自分の感想を語るのだった。

「今我々は、連合軍に無条件降伏をしたという天皇陛下の放送を聞きました。これで無慈悲な忌まわしい戦争も終わりました。今から皆さんたちは独立国家の自由国民となりました。長い歳月我が日本のために多くの苦労をされたけれども、我々は戦争に負けてしまいました。すべて運命でしょう。願わくは皆さん方は一日も早く故国に帰られて、皆さんの祖国再建のためによい仕事をされることを願うだけです」

涙にむせぶ声で話すのだった。

夕方になつて会社の上部から正式通達がきた。

「国家民族のためにやむをえず無条件降伏をしたもので、工場の仕事やすべてのことをこの時期をもつて中止し、第二寄宿舎の全朝鮮人も帰郷の措置をする」

という嬉しい発表だった。さらに第二寄宿舎の朝鮮人には帰国できるすべての便宜を図るが、帰る日までは食糧提供のほかは自治制で、会社は一切干渉しないと言うのだった。

帰国するにあたつて、船の出發前に簡単な送別会が行われ、野口舎監長は目に涙を浮かべて別れの言葉を述べ、鄭忠海氏は、帰國者を代表して野口舎監長はじめ事務員に挨拶を行つています。一緒に帰る仲間たちも、各自これまで親しくなつた人たちや町の人たちの所へ走つて行つ

て挨拶を交わしました。

当時、日本人と朝鮮人の間には情が通い合つており、このような別れを惜しむ光景が、日本各地で繰り広げられたことは想像に難くありません。端島でもそうだったのでしょうか。

鄭忠海氏の手記には、彼の月給が一四〇円だったとも書いてあります。昭和一九年年末から二〇年という全ての物資が窮乏している時期に、会社側は彼らに不満が出ないように、高額の賃金を支払い、清潔な寄宿舎を用意し、食事も十分に提供しました。体力が低下したものには栄養をたっぷりとらせ、特別休暇を与えていました。

日本企業は、ここまで朝鮮人従用工に配慮をしていました。先述の朝鮮総督府から企業へ出された「万全の体制を取るように」との要請は、東洋工業でも着実に実行されていたのです。

## 第十五章　自ら日本に渡ってきた朝鮮人

### 大勢の朝鮮人が職を求めてやつてきた

「強制連行」説が全く非現実的であることは、戦前・戦中に朝鮮から日本へ出稼ぎ労働者が大量にやつてきた事実からも明らかです。

前述の通り、朝鮮人の内地渡航は制限されていましたが、それでも日韓併合以来、内地における朝鮮人の人口は増え続けていました。大正元（一九一二）年に約三〇〇〇人であつたものが、大正一〇（一九二二）年末には三万九〇〇〇人まで増えています。さらに大正一〇年からは急増しており、昭和一（一九二七）年末には一六万五〇〇〇人、そして昭和一三（一九三八）年末にはなんと八〇万人に達しています。

朝鮮半島での「自由募集」は昭和一四（一九三九）年に始まりましたが、その時点で既に約八〇万人の朝鮮人が日本に居住していたわけです。渡航に制限があつたとはいえ、当時の朝鮮人は同じ日本国民であり、正当な手続きさえ踏めば、出稼ぎ移住は認められていました。特に